

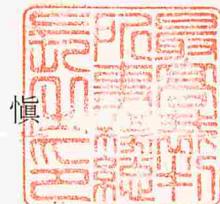
最高裁秘書第303号

令和3年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和2年12月15日付け（同月16日受付、第020783号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

「民事事件参考資料」と題する文書抜粋（片面で1枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、公にすることにより情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

民事局・行政局のデータベースにログインする方法について

